

令和2年5月7日

都道府県・政令指定都市子ども会連合組織

代表者 様

事務局長 様

公益社団法人 全国子ども会連合会

会 長 河 本 功

(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言延長への対応について

日頃は全子連の事業にご理解、ご支援をいただき有難うございます。

令和2年4月7日から5月6日までの1か月間、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、及び福岡県の7都府県で新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置が実施されるなか、さらに令和2年4月16日から、対象地域が全都道府県に拡大されました。

5月6日までに一定の感染縮小がみられましたが、残念ながらすべての都道府県を対象にして5月31日まで緊急事態措置の実施期間が延長されました。さらに、東京、大阪、北海道、茨城、埼玉、千葉、神奈川、石川、岐阜、愛知、京都、兵庫、福岡の13都道府県は「特定警戒都道府県」に指定されました。全国の子ども会関係の皆様も感染防止にご尽力いただいたことと存じます。

今後の対応につきましては、都道府県ごとに感染状況に違いがあり「特定警戒都道府県」はこれまでと同様の制限を求められています。一方、それ以外の県では、「3つの密」を避け、手洗いや人と人の距離の確保といった基本的な対策の継続など「新しい生活様式」を徹底することを前提に、制限の一部を緩和する方針が打ち出されています。

全子連といたしましても、各都道府県の実情に応じて子ども会を運営いただければと考えます。

多くの都道府県で、感染対策と経済活動の両立を図ろうと、地域の実情に合わせた検討が進み、方針が公表されております。休業要請についても全業種で解除する自治体がある一方、現状を維持する自治体もあり、考え方にばらつきが出ています。

各自治体の方針に沿い、地域地域での子ども会活動を進めてください。

「3つの密」が子ども会活動の基本ですが、「3つの密」を避けることが感染防止の基本と言われておりますので、活動に際しては十分にご配慮ください。

引き続き、子ども会関係者の皆様も新型コロナウイルスの感染防止に一団となってお力くださるようお願いいたします。

なお全子連事務局は東京都の方針に沿って在宅勤務を基本とした勤務体制を5月31日まで延長させていただきます。ご理解御協力をお願いいたします。

以上